

治療用装具の申請について

健康保険においては、通常保険医療機関を通じて療養の給付等が行われますが、やむを得ない事情があり療養の給付等を行うことができないときは現金給付として療養費が支給されます。

治療用装具(コレセット、ギプスなど)を医師の指示で作成し装着したとき、装具に要した費用を健康保険組合に申請します。

しかし申請のあったすべての療養費が支給されるものではありません。

健康保険組合が「療養の給付をうけることが困難である」と認めた時、「やむを得ないもの」と認めたときに療養費の支給が行われます。

治療用装具については、疾病又は負傷の治療遂行上必要不可欠な範囲のものに限って療養費の支給を行います。単に日常生活の利便性のためや、スポーツなどの一時的な使用目的のためといったものには支給しません。

治療用装具を申請される場合「装具作製確認書」と「同意書」を健康保険組合まで提出してください。

また現物確認をしますので、

治療用装具の写真(正面、背面、横側、サイズ表示やロゴ等があればその箇所)をスマホ等で撮影し、画像データを健康保険組合までメールしてください。データを送信できない場合は、写真を現像して「装具作成確認書」「同意書」と一緒に健康保険組合へ送ってください。

メールアドレス kenpo@kikuchi-opt.com

ご注意)

診療内容と治療用装具の関係性を調べますので療養費が支給されるまで日数がかかります。